



市政記者各位

ごみ減量を
もう一歩前へ

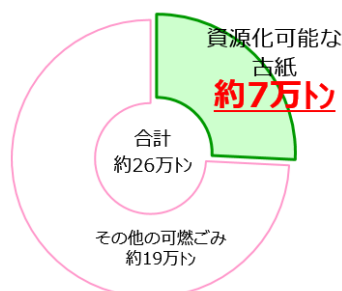
令和元年 11月7日
環境局 計画課
環境局事業系ごみ減量推進課

事業系ごみ（一般廃棄物）の分別ルールが変わります

事業系古紙については、事業者の皆様の積極的な取り組みにより、資源化が進んできましたが、事業系可燃ごみには、未だに資源化可能な古紙が多く含まれています。

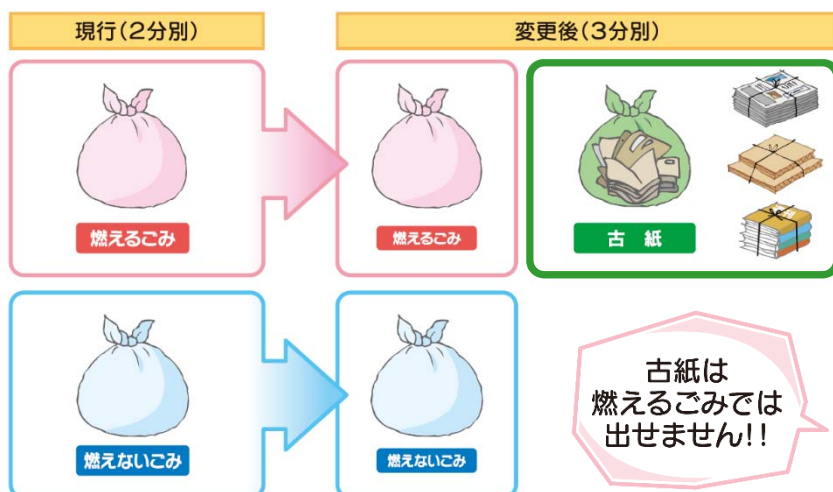
循環型社会の実現に向けて、更なる古紙の資源化を進めるため、福岡市では、**令和2年10月1日から**事業系ごみ（一般廃棄物）の分別区分に**古紙を追加し、3分別に変更**いたします。

つきましては、分別ルールの変更までに十分な準備をしていただくため、市内事業者や市内で働く人への周知についてご協力をお願いいたします。



福岡市の事業系可燃ごみの内訳
(平成30年度)

事業系ごみ（一般廃棄物）の新たな分別ルール



- 3分別に変更後は、資源化可能な古紙はごみ焼却施設への搬入ができなくなります。
- 古紙の回収方法については、次ページをご参照ください。

市内の全事業者を対象に、11月中旬に分別ルール変更についての通知文とリーフレットを送付予定です。

福岡市は、事業所への戸別訪問や各種業界団体への説明会等により、事業者の円滑な古紙分別を支援していきます。

事業系ごみの分別ルールについて

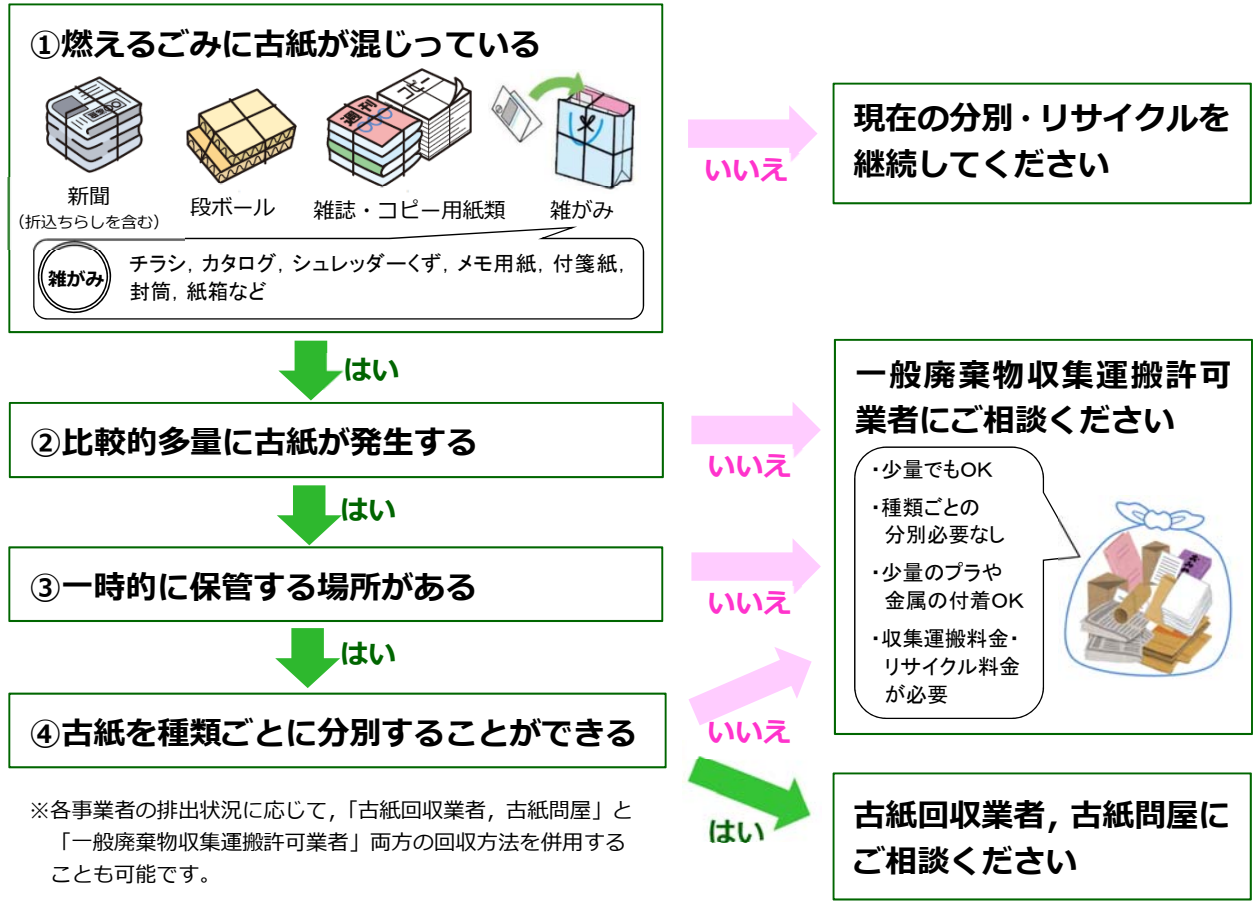
【お問い合わせ先】
環境局計画課
電話：711-4308（内線 2311）
担当：真鍋，川越

事業者への周知等について

【お問い合わせ先】
環境局事業系ごみ減量推進課
電話：711-4836（内線 2336）
担当：城戸，花原

○各事業者の排出状況に合った古紙の回収方法があります

各事業者の特性に適したリサイクルルートが選択できます。(下記フロー参照)
 まずは現在取引のある古紙回収業者・一般廃棄物収集運搬許可業者にご相談ください。



○回収された古紙は、新しい製品に生まれ変わります

主な古紙の種類と主な紙製品の例



(出典：公益財団法人 古紙再生促進センター ホームページ)

令和2年10月1日から

事業者の
みなさまへ

事業所から出る、ごみ(一般廃棄物)の

分別ルールが変わります。

古紙(リサイクルできる紙)の分別が義務化されます。
事業所から出るごみは「燃えるごみ」「燃えないごみ」
「古紙」の3分別に変わります。

現行(2分別)

変更後(3分別)



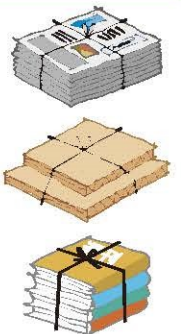
燃えるごみ



燃えるごみ



古紙



燃えないごみ



燃えないごみ

古紙は
燃えるごみでは
出せません!!



ご注意

- 機密書類も分別義務化の対象です。
- 古紙(リサイクルできる紙)は、分別義務化に伴い「ごみ焼却施設」では受け入れができません。



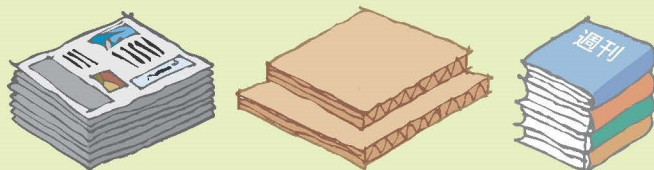
燃えるごみにリサイクルできる紙が混じっていませんか？

事業系燃えるごみの約3割はリサイクルできる紙です。
循環型社会の実現に向けて、事業系ごみの減量を一層進めていくため、リサイクルできる紙の分別が義務化されます。

リサイクルできる紙

新聞、段ボール、雑誌

A



機密書類

B



雑がみ

C



少量の金属やプラスチックが付属している雑がみ

D



リサイクルできない紙※燃えるごみで処分してください。

きん き ひん
禁忌品 (紙の原料にならない異物)



箔押しされたもの

古紙の回収方法を確認しましょう

まずは、現在取引のある古紙回収業者・ごみ収集許可業者にご相談を!!
今からリサイクルに取り組む場合は、以下を参考にしてください。

古紙回収業者(古紙問屋)による回収

《取扱い品目》

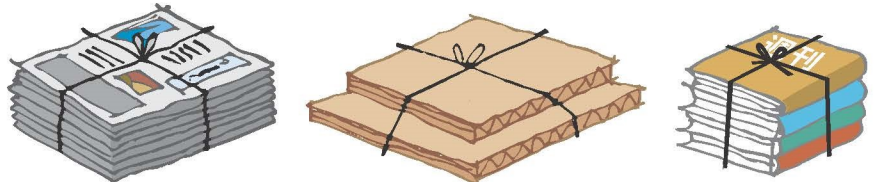
A

- 古紙が比較的多量に発生し、分別した古紙の保管場所が十分確保できる場合は、古紙回収業者にご相談ください。
- 分別した古紙を運搬する車両がある場合は、直接持ち込み可能な業者もあります。

B

※取り扱いが出来ない業者もあります。

※古紙を種類ごとに分別して下さい。



C

《お問い合わせ》

D

※金属やプラスチックは取り除いてください。

- 現在古紙回収業者を利用している事業者の方は、「雑がみ」の回収が可能か、確認してください。
- 古紙回収業者をお探しの際は、下記「福岡市資源化情報発信サイト」へアクセスするか、福岡市ペーパーリサイクル協同組合(TEL:092-414-7711 FAX:092-414-7761)へおたずねください。



一般廃棄物収集運搬許可業者による回収

《取扱い品目》

A

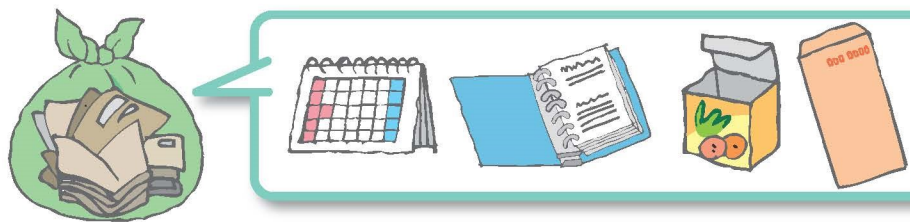
- 分別に手間がかけられない場合や、古紙の発生量が少ないために古紙回収業者による回収が難しい場合は、さまざまな紙を一つの袋にまとめて出すことにより、「紙ごみ」として許可業者が回収します。

C

- 回収した「紙ごみ」はリサイクル施設で種類ごとに分別されます。
- ごみ収集と同様に、収集運搬経費+処分経費がかかりますが、処分経費が軽減できる場合があります。

D

※金属やプラスチックが付いたままでも回収します。



《お問い合わせ》

- 排出方法や料金は、ごみ収集を依頼している許可業者へご確認ください。許可業者の連絡先が不明の場合は、(協組)福岡市事業用環境協会(TEL:092-432-0123 FAX:092-432-0124)へおたずねください。



福岡市資源化情報発信サイトのご紹介



- サイト内の「古紙回収マッチング」に申し込むことで、古紙を無料*回収してくれる業者を探ることができます。
- 機密書類処理業者の検索もできます。

※発生量や回収ルートによっては無料回収ができない場合があります。

福岡市 古紙 マッチング

検索

URL:<http://jigyogomi-recycle.city.fukuoka.lg.jp>



今から古紙の分別義務化に向けた準備を始めましょう

STEP 1

燃えるごみにリサイクルできる紙が混じっていないか確認しましょう。

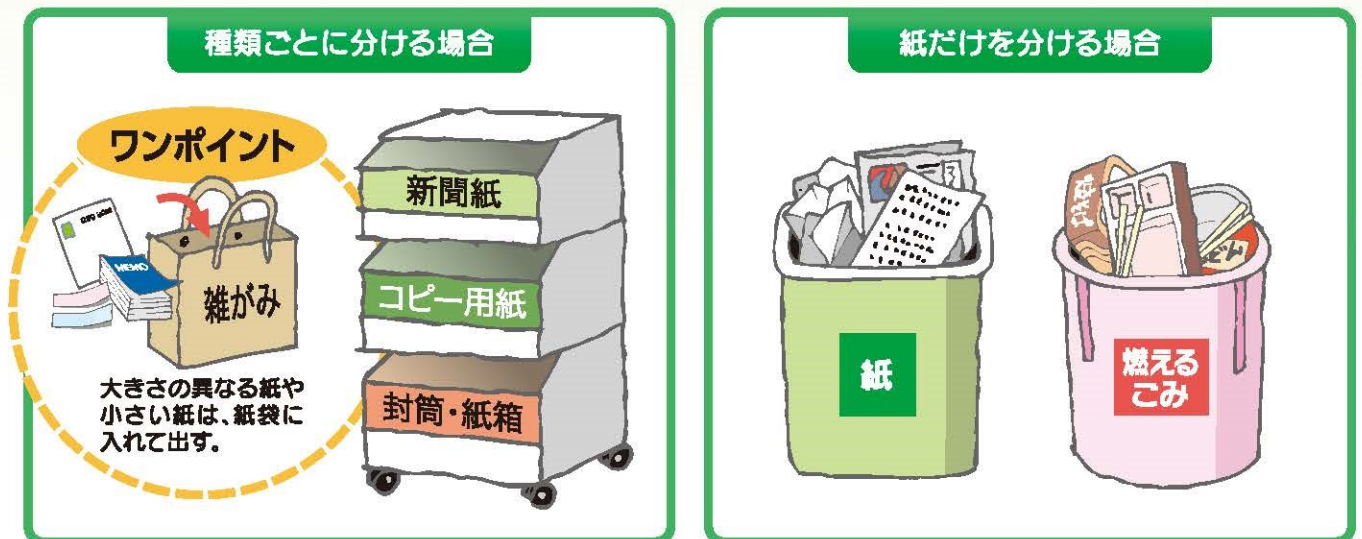
STEP 2

古紙の回収方法を確認しましょう。

まずは、現在取引のある古紙回収業者・ごみ収集許可業者にご相談を!!
発生量や保管場所、分別にかけることのできる手間などを考慮し、自社に合った回収業者に依頼しましょう。

STEP 3

古紙の回収方法に応じた分別ボックスを設置しましょう。



STEP 4

社内で分別ルールの周知を徹底し、古紙回収を始めましょう。

分かりやすい分別表を作ったり、具体例を示すことで情報共有しましょう。

- 令和2年10月1日以前でも、古紙回収は実施できます。準備が整い次第、できるだけ早く始めましょう。
- 次号では、社内での取組事例や、「古紙」のなかでも分かりにくい「雑がみ」について、詳しい情報をお届けする予定です。

お問い合わせ

福岡市 環境局 循環型社会推進部 事業系ごみ減量推進課

住 所:福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話番号:TEL.092-711-4836

FAX番号:FAX.092-711-4823

E-mail:jigyokeigomi.EB@city.fukuoka.lg.jp

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。